



文部科学省

子供の貧困・シングルペアレンツ問題

令和3年 11月9日 (火)

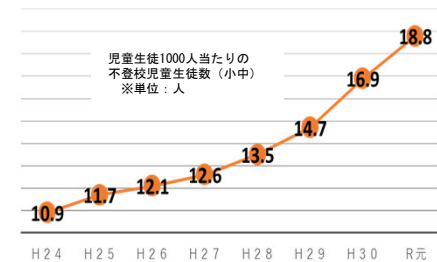
令和2年の秋のレビューにおける文部科学省関係の指摘事項	文部科学省の取組状況
<p>① 【現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化】 <u>また、それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮やNPO等の積極的活用を含む。）のための施策を進めていく必要もある。</u></p>	<p>● 文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置の充実</u>
<p>② 【手続面での課題の整理、簡略化】 <u>さらに、支援へのアプローチを容易とするために、手続面での課題の整理、簡略化も必要である。</u></p>	<p>● 文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高等学校等就学支援金の申請手続き及び高等教育の修学支援新制度の利用手続きの簡素化</u>
<p>③ 【学習支援のさらなる充実】 <u>また、国においては、子供に対する直接支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、<u>貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援のさらなる充実に向けた検討を行うべきである。</u></u></p>	<p>● 文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域住民等による放課後等の学習支援活動を含む地域学校協働活動や高等中退者等の学習支援等の取組の充実</u>

①【現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化】関係

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和4年度要求・要望額 98億円
 (前年度予算額 72億円)

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、**児童生徒性暴力等の早期対応**に向けた相談体制の充実も課題。



		スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
		令和4年度概算要求：6,145百万円(前年度予算額：5,278百万円)	令和4年度概算要求：3,640百万円(前年度予算額：1,938百万円)
補助制度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3 ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3 ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事<small>(学教法施行規則)</small> ✓ 公認心理師、臨床心理士等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事<small>(学教法施行規則)</small> ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全公立小中学校に対する配置 (27,500校) ✓ 配置時間：週 1 回概ね 4 時間程度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全中学校区に対する配置 (10,000中学校区) ✓ 配置時間：週 1 回 3 時間→週 2 回 3 時間に拡充
重点配置等	いじめ不登校	<p style="text-align: center; border: 1px dashed black;">基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 4 時間→週 1 回 8 時間に拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：1,500校 (←1,000校) ➢ 教育支援センターの機能強化：250箇所 	<p style="text-align: center; border: 1px dashed black;">基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 3 時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：1,500校 (←1,000校) <small>※不登校特別校や夜間中学への配置を含む</small> ➢ 教育支援センターの機能強化：250箇所
	虐待貧困	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 虐待対策のための重点配置：1,500校 (←1,200校) ➢ 貧困対策のための重点配置：1,900校 (←1,400校) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 虐待対策のための重点配置：2,000校 (←1,500校) ➢ 貧困対策のための重点配置：1,900校 (←1,400校)
	質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スーパーバイザーの配置：114人 (←90人) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スーパーバイザーの配置：114人 (←90人)



②【手続面での課題の整理、簡略化】関係

支援へのアプローチを容易とするための申請手続等の簡素化

高等学校等就学支援金における申請手続等の見直し（R4.4実施）

◆ 自己情報取得APIの活用

- ・マイナポータルと連携し、申請者が保護者等の税情報を取得して申請画面に自動転記する機能を追加
- ・券面情報の読み取りによる本人確認を実施

◆ 申請画面へのマイナンバー入力

- ・マイナンバーカードを保有していない場合を想定し、申請画面にマイナンバーを直接入力する欄を追加
- ・生徒本人のマイナンバーで申請する場合は、本人確認書類を画像添付



◆ オンライン手続の拡大

- ・支給再開申出のオンライン化
- ・継続意向確認、収入状況届出のオンライン化
- ・審査結果の通知等を行うメール送信機能を追加

<効果>

- ⇒ 支給権者における情報照会が一部不要となり、**審査が早期化**
- ⇒ マイナンバーカードの写し等の提出・管理が原則不要
- ⇒ 紙の申請書や通知書が原則不要となり、**オンラインで完結**

※上記に対応するため、高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)のアプリケーション改修を実施。

高等教育の修学支援新制度における必要書類の一部廃止（R3.4実施）

◆ 誓約書の廃止

- ・手続きの簡素化のため、誓約書を廃止

③【学習支援のさらなる充実】関係

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと
地域学校協働活動の
一体的推進～

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

8,548百万円
6,755百万円)



文部科学省

背景・課題

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など**学校や地域が抱える社会的課題の解決**を目指すとともに、「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けた基盤として、**学校と地域が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）
5. 4つの原動力を支える基盤づくり
(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等
(共助・共生社会づくり)
地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を促進するとともに、(略)

事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- コミュニティ・スクールの円滑な導入のためには都道府県教育委員会等から、学校や地域への積極的な働きかけが必要であることから、**都道府県等へのアドバイザーの配置等により、伴走支援体制を構築**する。

(2) 地域学校協働活動推進員等の配置・機能強化・資質向上

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動において中核を担う「**地域学校協働活動推進員等**」の**人材の充実が重要**であるため、**配置促進や機能強化等を図るとともに**、総合調整役として、地域と学校の連携協働に関わる幅広い知識や技能を身につける必要があることから、**研修や実践者同士の交流等により、更なる資質向上を図る**。

(3) 地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、**学習支援や体験活動などの取組を実施**するとともに、学校と地域が連携・協働し「**学校における働き方改革**」を踏まえた活動に取り組む。

概要

補助対象：都道府県・指定都市・中核市
補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 件数・単価：10,000箇所（本部）×78万円
(ただし、都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等」)が行う場合は国1/3、都道府県等2/3)
補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
②地域学校協働活動推進員を配置すること

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を**必須の活動と位置づけ、重点的に補助**を行う。

- 補助を行う地域学校協働活動**
- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
 - 登下校に関する対応
 - 放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
 - 児童生徒の休み時間における対応
 - 校内清掃
 - 部活動の補助
 - 地域における**学習支援・体験活動**（放課後等における学習支援活動等）

<効果の例>

埼玉県久喜市

- 地域ボランティアによる、放課後の小学校で学力向上の取組(国語・算数・英語など)や季節の行事等を実施
- 保護者や地域住民、教職員が集まり、よりよい学校づくりについて意見交換を行う
- ↓
- 地域活動に参加する児童生徒の増加
- 地域ボランティアの増加等

福岡県春日市

- 保護者・地域・教員・警察が連携した夜間パトロールを開始
- 生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立
- ↓
- 補導件数が激減
- 生徒の自尊感情向上等

事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組む地域が増加。
- 学校における働き方改革の推進や学校・地域が抱える課題の解消、「社会に開かれた教育課程」の実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

③【学習支援のさらなる充実】関係

(学校を核とした地域力強化プラン)

令和4年度要求額 20百万円
(前年度予算額 5百万円)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

※市町村直接実施の場合2/3負担



文部科学省

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業[補助事業]

現状・課題

現状

・20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約143万人(平成22年国勢調査より)。学校卒業者の約5%に相当する。
・高卒資格がないことで、就職や進学機会が限られ、高卒資格が必要と認識している者が多い。(約8割)
・15～34歳の若年無業者数も74万人(2021年6月)

課題

・令和3年5月に行った自治体に対する意向調査では、主に、以下のような課題が提示された。
①予算や人員の確保が困難(42.2%)
②対象者の捕捉やノウハウがない(34.9%)
なお、全体として中退者支援等を実施している回答割合は約2倍(25.0%)に増加した。

これまでの取組(平成29年～)

・これまで、計19の自治体・団体が本事業を実施(①②にリンク)(*一部、継続団体の重複あり)
・受講者の進学・就労実績のモデル構築・展開(①②にリンク)
・地域資源活用やステークホルダーとの連携について、広報誌や全国協議会を通じ自治体、厚労省、法務省と連携し情報提供(②にリンク)
・補助要綱改正で基礎自治体への直接補助を実現(令和3年度より改正、ヒアリングを反映)

事業概要

高校中退者等を対象に、地域資源(高校、サポステ、ハローワーク等)を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【実施主体】主に市町村

件数・単価(国庫補助額):20箇所×約100万円(予定)

①支援体制の構築

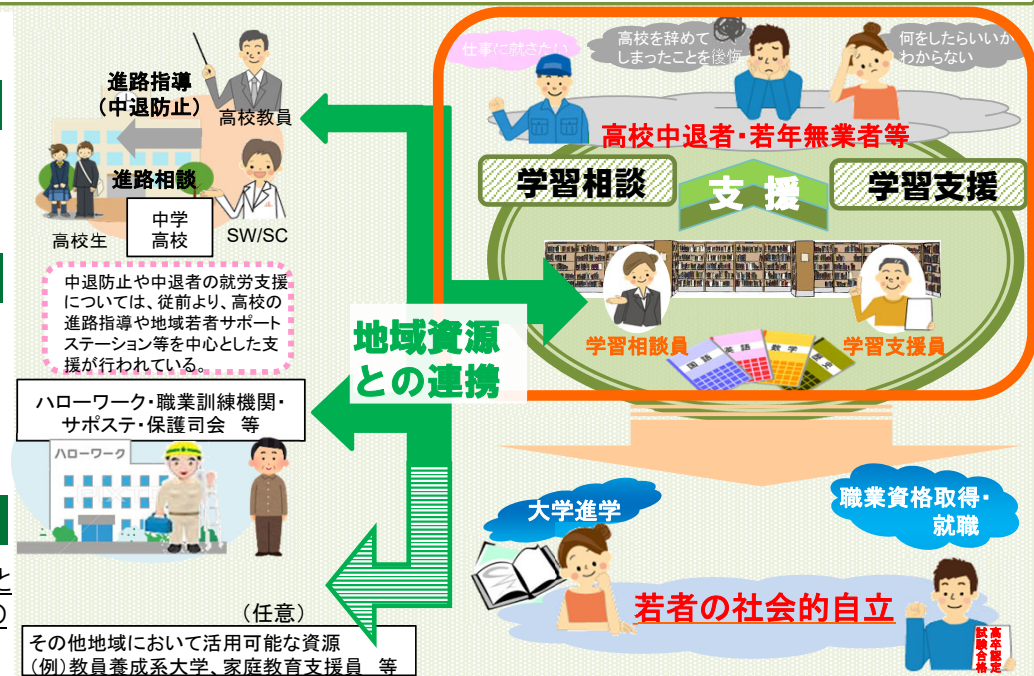
●地域住民・企業・民間団体、労働局、保護観察所等との連携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援するとともに、優良事例の横展開を目指し、全国的な取組の推進・強化を図る。

②学習相談等の提供

●教育委員会OBや退職教員、福祉部局職員、保護司等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介、④就労に関する相談や職業訓練に関する紹介など関係機関と連携し学習・就労に関する相談・助言をアウトリーチの手法を含めて行う。

③学習支援等の実施

●図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習の場を提供するとともに、ICTの活用も含めた学習支援を退職教員、ボランティア、NPO等の協力を得て、実施する。
また、就労希望者にはES添削や面接練習等を併せて実施する。



參考資料

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和4年度要求・要望額 2.4億円
 (前年度予算額 1.9億円)



- 【背景】 ○ 不登校児童生徒数は7年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約18万1千人）
 ○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
 ⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施（実施回数を拡充）。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備（支援員の拡充）。

✓教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業
 令和4年度概算要求額 98億円

- 事業内容
 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
- 補助率 1/3

支援スタッフの配置 (関連施策)

■学力向上を目的とした学校教育活動支援
 令和4年度概算要求額 46億円の内数

- 事業内容
 いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
- 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）
 令和4年度概算要求額 22億円の内数

- 事業内容
 私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県 3. 補助率 1/2

実施主体	都道府県 政令指定都市
補助割合	国 1/3 都道府県・政令指定都市 2/3
補助対象経費	謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

高等学校等就学支援金等

令和4年度要求・要望額 4,119億円
(前年度予算額 4,169億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,092億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 28億円



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



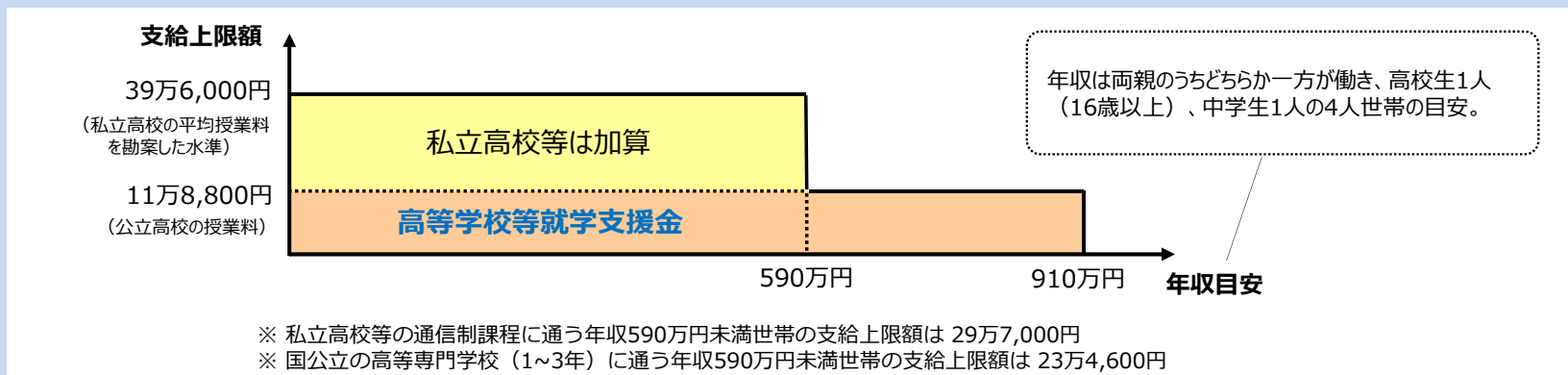
目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和4年度概算要求：早生まれの高校生等に係る判定基準を改善

※ 扶養控除の適用時期の関係で、早生まれ（1～3月生まれ）の生徒等の判定が不利になる場合があるため



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象））
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額 4,804億円	授業料等減免	2,463億円*
	給付型奨学金	2,341億円
※令和4年度要求は事項要求		
国・地方の所要額		5,208億円

授業料等減免

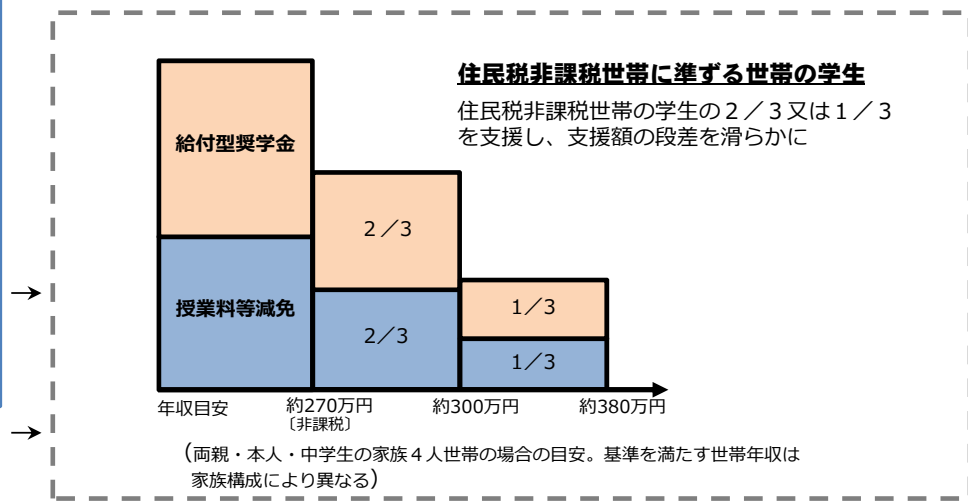
○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)